

添付法令資料 4 :

金融操作への参加に関する 2018 年 4 月 30 日付インドネシア中央銀行理事会規定
No.20/7/PADG/2018 (目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 金融操作における参加者及び仲介機構の許可
 - 第 1 節 金融操作参加者及び仲介機構としての許可
 - 第 1 款 金融操作参加者としての許可 (第 2 条ないし第 5 条)
 - 第 2 款 仲介機構としての許可 (第 6 条ないし第 8 条)
 - 第 2 節 金融操作参加者及び仲介機構となる予定の当事者に対する許可取得のための要件 (第 9 条ないし第 14 条)
 - 第 3 節 金融操作参加者及び仲介機構となるための許可手続 (第 15 条ないし第 23 条)
 - 第 4 節 戦略的及び基盤的な措置を実施する金融操作参加者及び／又は仲介機構の許可の付与及び許可の取消しに係る手続 (第 24 条ないし第 31 条)
 - 第 5 節 金融操作への参加許可の取消し (第 32 条ないし第 34 条)
 - 第 6 節 金融操作参加者又は仲介機構のデータ、情報及び／又は説明の変更に対する報告 (第 35 条及び第 36 条)
 - 第 7 節 金融操作参加者及び仲介機構の監督 (第 37 条ないし第 39 条)
- 第 3 章 金融操作への参加に係る制裁 (第 40 条)
 - 第 1 節 書面警告 (第 41 条及び第 42 条)
 - 第 2 節 金融操作への加入制限 (第 43 条)
 - 第 3 節 金融操作への参加許可の取消し (第 44 条)
- 第 4 章 文書 (第 45 条)
- 第 5 章 経過規定 (第 46 条ないし第 50 条)
 - 第 1 節 書面警告 (第 51 条ないし第 53 条)
 - 第 2 節 金融操作への参加制限 (第 54 条)
 - 第 3 節 金融操作への加入禁止 (第 55 条ないし第 57 条)
- 第 6 章 終則 (第 58 条及び第 59 条)